

# 井戸小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめに対する本校の基本認識

本校では、全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である」とともに、「いじめは、人権侵害である。」という基本認識の下、日々の職務にあたっている。

そして、この認識に立って、本校では、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための方策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2. いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

- (1) 児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり
- (2) 分かりやすい授業づくり 基礎・基本の定着を図る学習
- (3) 児童一人ひとりの自己有用感の醸成と自尊感情を育む教育活動の推進
- (4) 豊かな心の育成とともに、命の大切さの理解
- (5) 「いじめ」に対する発達段階に応じた正しい理解

## 3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### (1) いじめの早期発見のための取組

#### ① いじめを見逃さない

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の生活実態を把握し、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

#### ② 情報の共有と児童の観察

様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年や人権・生徒指導委員会等の場において情報を共有し、大勢の目で当該児童の観察を続ける。

#### ③ 連携した相談活動・連絡体制

児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせる。日頃から、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等と連携した教育相談活動を行い、児童の悩み等を聞き、問題の早期発見を図る。

#### ④ アンケートによる児童理解

児童に「いじめに関するアンケート」や「Hyper-QU調査」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、客観的なデータをもとに、児童理解を深める。

#### ⑤ 保護者との連携

平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。保護者に対して、日頃から必要な情報を提供する。

## (2) いじめの早期解決のための取組

### ① 全職員が一致団結する

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込まない。  
学校長以下全ての教員で対応を協議し、的確な役割分担をする。

### ② いじめを受けた児童の身の安全を最優先する

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。  
いじめを受けた児童とその保護者への支援を継続的に行う。

### ③ いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる

場合によっては、いじめを行う児童を、別室等において学習を行う等の措置を講じる。  
いじめをしている児童の保護者への助言を継続的に行う。

### ④ 傍観者の立場にいる児童たちへの指導

いじめを見過ごさない児童を育てる。

### ⑤ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる

いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやS S Wと連携を取る。

### ⑥ いじめの解消の見極めを慎重に行う

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続しているか確認する。  
被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

### ① 相談しやすい体制づくり

日頃から、児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実に対応する。

必要に応じて、教育委員会、市民保険課、福祉事務所、中学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

### ② 学校だけで問題解決をしない

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

### ③ ネットいじめへの対応

ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

## 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 人権・生徒指導委員会（管理職＋生徒指導担当＋校内研修委員長＋養護教諭）

① ふだんの生活についてのアンケートの作成、整理、分析を行う。

② いじめ防止に係る校内研修の企画。

③ 配慮を有する児童については、全職員で、少なくとも月に1回、現状や指導についての情報の交換及び共通理解を図っていく。

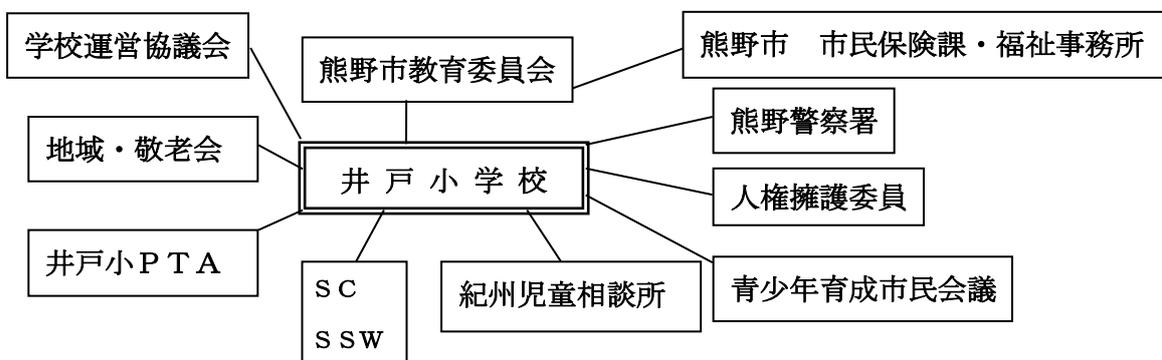
## (2) いじめ防止対策委員会 (管理職+生徒指導担当+担任+養護教諭)

- ① 学期に1回、いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、委員会を開き、情報交換や対策について話し合い、実行に移す。
- ② いじめが起きたときには、当該学級担任を交え、必要に応じて委員会を開き、対策を講じて、実行に移す。

## (3) 重大事態への対応

重大事態への対応は、熊野市教育委員会と連携しながら、いじめを受けた児童や保護者に対して、誠実に対応していく。

## 5. 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織



- (1) いじめの事実を確認した場合には、熊野市教育委員会への報告し、重大事態発生時では、さらに、指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 法に抵触すると考えられる場合は、熊野警察署へ通報し対応等の相談をする。
- (3) 地域全体で、「いじめを絶対許さない」という認識を広めるため、PTAや敬老会・青少年育成市民会議等の会合で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いをすすめることを願います。

## 6. 評価について

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。

## 7. その他

この基本方針でいういじめの定義は、以下の通りとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

\* いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）